年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの

1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年2月に係る標準報酬月額は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から27年3月7日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、 申立期間における加入記録は無い旨の回答があったが、B県のC社で働いていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、申立期間内の昭和27年3月7日から申立期間外の32年6月7日までの期間について、D社及びA社において厚生年金保険被保険者となっている。

しかし、社会保険事務所の保管する3事業所(A社、D社及びE社)が 統合されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、社会 保険庁のオンライン記録等と異なり、申立人は昭和27年2月1日に資格取 得していることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が申立人と同日となっている申立人が挙げない元同僚については、社会保険庁のオンライン記録でも、資格取得日が昭和27年2月1日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和27

年2月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行った ことが認められる。

なお、昭和27年2月に係る標準報酬月額については、当該被保険者名簿 の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和25年7月1日から27年2月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録により、A社については、既に全喪しており、 当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる申立人が挙げな い元同僚から聴取したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料、 証言等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所に調査依頼した結果、申立期間のうち、昭和25年7月1日から27年2月1日までの期間について、3事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、判明した以外の申立人に係る加入記録は見当たらない旨の回答を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月1日から同年12月1日まで

② 昭和23年7月1日から28年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①におけるA社B工場及び申立期間②におけるC社に勤めていた加入記録が無い旨の回答があった。

A社B工場には、D学校を卒業後すぐに入社し、陸軍特別幹部候補生として兵役についたので退職した。

C社には、終戦で外地から帰還後、昭和29年に結婚する1~2年前まで勤めており、当時、元同僚と年金制度について話をした記憶もある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①については、当該期間のうち、昭和17年4月1日から同年6月1日までの期間については、労働者年金保険法の施行前であることから、申立人が同保険被保険者として同保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、E社(A社の引継ぎ事業所)に照会した結果、不完全ではあるが昭和10年代からの記録があるものの、申立人に係る関係資料は無い旨の回答を得ている。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる申立 人が挙げない元同僚から聴取したものの、申立てに係る事実を確認できる 関連資料、証言等を得ることはできなかった。

加えて、社会保険庁の保管する厚生年金保険被保険者台帳により、申立 人のA社B工場における被保険者期間が昭和17年12月1日から19年4月 10日までであることが確認できるものの、申立期間①のうち、17年6月1 日から同年12月1日までの期間については、申立人に係る加入記録は確認できない。

申立期間②については、申立人の記憶するC社の所在地と、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている所在地が一致することから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる申立 人が挙げない元同僚から聴取したものの、申立人に係る記憶は無く、申立 てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、当該事業所は既に全喪していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料等を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金 保険被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無 く、整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年4月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現 在は、B社。以下同じ。) C支店に係る記録が無い旨の回答があった。

当該事業所には、女学校を卒業後、すぐに入社してから結婚退職する まで働いていたので、調査してほしいと思い申し立てた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立人が挙げる元同僚 10 名のうち、7 名について、社会保険事務所の保管する A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録が確認できる上、当該元同僚のうちの1 名の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に照会した結果、「昭和 25 年以降の名簿は保管しているものの、申立期間に係る書類は保管していない。」旨の回答を得ており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、申立人が挙げる元同僚のうち、連絡先が把握できた2名から聴取した結果、申立人に係る厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関係資料、証言等を得ることはできなかった。

さらに、申立人が挙げる元同僚のうち、1名から聴取した結果、当該元同僚は昭和22年6月24日に当該事業所に入社したと記憶しているものの、当該被保険者名簿により、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、その1年1か月後の23年8月1日であることが確認できる上、他の3名については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、当該被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加

入記録は無く、申立期間を含む前後の期間における整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月15日から32年8月28日まで 厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期 間において勤務した記憶のあるA社に係る加入記録が無い旨の回答があ った。私は、当該事業所で運転手として住込みで勤務し、B市地区の運 送業務を担当していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立人から聴取した結果、A社の給与から社会保険料が控除されていた 記憶は無い旨の回答を得ている。

また、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできない。

さらに、申立人が挙げる姓のみの元同僚及び申立人が挙げない当該事業所における厚生年金保険の加入記録の確認できる元同僚については、連絡先を把握できないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られない上、申立人が挙げる元同僚のうち、2名についても、当該被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 10 日から同年 10 月 1 日まで A社に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したとこ

ろ、申立期間について、標準報酬月額に相違無い旨の回答があった。

しかし、私が保管する給与明細及び普通預金履歴明細表の振込履歴の とおり、厚生年金保険の資格取得時の報酬月額は30万円であったが、厚 生年金保険料の控除額は、報酬月額に対応した同保険料額とはなってい ない。

報酬月額30万円に対応する厚生年金保険料の差額を納入するので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が保管する給与明細において確認できる平成 14 年 5 月及び同年 6 月における報酬月額(30 万円)に見合う標準報酬月額は、30 万円であり、一方、当該給与明細において確認できる厚生年金保険料額(2 万 2,555 円)に見合う標準報酬月額は、26 万円である。

また、A社が委託している社会保険労務士が保管する全社員給与一覧(簡易)において確認できる平成14年5月から同年9月までの期間における報酬月額(30万円)に見合う標準報酬月額は、30万円であり、一方、当該給与一覧において確認できる厚生年金保険料額(2万2,555円)に見合う標準報酬月額は、26万円である。

さらに、当該社会保険労務士が保管する健康保険厚生年金保険被保険者

資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人について、資格取得日が平成14年5月10日、標準報酬月額は26万円と届け出られたことが確認できる上、当該社会保険労務士に照会した結果、当該届出後に申立人の報酬月額は30万円に変更されたが、社会保険事務所への取得時報酬訂正届を行っていなかったものと思われる旨の回答を得ている。

加えて、社会保険庁の記録により、申立人の平成 14 年 5 月 10 日から同年 10 月 1 日までの標準報酬月額が 26 万円であることが確認でき、当該額は、申立人が事業主により給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致する。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成14年5月から同年9月までは26万円であり、当該額は社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録を訂正する必要は認められない。